

建設業者 各位

壱岐市長 白川 博一
(公印省略)

経営事項審査結果通知書及び建設業許可の有効期間の確認について

早春の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、先日ご提出いただきました、壱岐市競争入札参加資格審査申請書（指名願い）の添付書類『経営事項審査結果通知書の写し』と『建設業の許可通知書又は許可証明書の写し』について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

つきましては、これらの有効期間を再度ご確認のうえ、適切に処理されますようお願いいたします。（なお、提出を求める書類は有効期間を確認するためのものであり、更新後に「建設業の許可の種類」が追加になったり、「総合評定値」や「完成工事高」に変更があった場合でも、壱岐市建設工事入札制度合理化対策要綱に基づく格付けには影響しません。）

記

○ 経営事項審査結果通知書の写し

”公共工事を請け負うことができる期間”（経営事項審査の有効期間）は、申請の時期に関わりなく審査基準日（通常決算日）から1年7ヶ月と定められていることから、結果通知書を受け取られましたら、速やかに壱岐市財政課へ写しをご提出下さい。期間満了前に提出が無い場合、期間満了日の翌日から結果通知書の写しを提出する日までの期間は、公共工事を請け負うことができません。

○ 建設業の許可通知書又は許可証明書の写し

建設業の許可の有効期間は5年間となっていますので、建設業許可の更新通知を受け取られましたら、速やかに壱岐市財政課へ写しをご提出下さい。期間満了後、更新の確認が取れない場合は、公共工事を請け負うことができません。

問い合わせ先

壱岐市役所 総務部 財政課

契約班 担当：渡野・後藤

TEL 0920-48-1114 FAX 0920-48-1553

E-mail iki-zaisei@city.iki.lg.jp